

滋賀県公報

 令和 5 年 (2023 年)

 9 月 8 日

 第 4 4 3 号

 金 曜 日

毎週火・金曜 2回発行

目

次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 公 危険物取扱者保安講習実施公告(防災危機管理局).....1 第47期滋賀県労働委員会委員候補者の推薦手続公告(労働雇用政策課)......2 県営十地改良事業変更計画決定公告(耕地課).....5 公共測量終了公告(監理課).......5
 落札者決定の公告(警察本部会計課)......
 5
 〇 環境事務所告示 十壌汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定(湖東)......5 ○ 健康福祉事務所告示 ○ 県税事務所公告 軽油引取税免税軽油使用者証無効公告(南部、中部)......7 ○ 公安委員会規則

告

危険物取扱者保安講習実施公告

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の23の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施する。

令和5年9月8日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 講習の種類

講	習	区	分		危険物取扱者免状の種類
給油取扱所の危険物取扱者					甲種、乙種(第1類から第6類まで)、丙種
給油取扱所以外の危険物取扱者					甲種、乙種(第1類から第6類まで)、丙種

2 講習の日時および場所

(1) 給油取扱所の危険物取扱者を対象とした講習

П	吐		講	習	場	所	
日時		会	場	名	所	在	地
10月4日(水) 9時30分~12時30分		ひこね市文化プラザ			彦根市野瀬町187-4		
10月11日(水) 9時30分~12時30分		野洲文化小劇場			野洲市小篠原2142		
10月17日(火) 9時30分~12時30分		高島市消防	高島市消防本部		高島市今津町日置前5150		ĵ5150
10月20日(金) 9時30分~12時30分		滋賀県危機管理センター		大津市京町四丁目1番1号			番1号

(2) 給油取扱所以外の危険物取扱者を対象とした講習

	吐		講	習	場	所	
P	₩ 4	会場		名	所	在	地
10月3日(火) 13時30分~16時30		滋賀県危機管理センター		大津市京	町四丁目1	番1号	

10月4日(水)	13時30分~16時30分	ひこね市文化プラザ	彦根市野瀬町187-4
10月6日(金)	13時30分~16時30分	滋賀県甲賀合同庁舎	甲賀市水口町水口6200
10月11日(水)	13時30分~16時30分	野洲文化小劇場	野洲市小篠原2142
10月13日(金)	13時30分~16時30分	滋賀県立男女共同参画センター	近江八幡市鷹飼町80-4
10月17日(火)	13時30分~16時30分	高島市消防本部	高島市今津町日置前5150
10月18日(水)	13時30分~16時30分	滋賀県立文化産業交流会館	米原市下多良二丁目137
10月20日(金)	13時30分~16時30分	滋賀県危機管理センター	大津市京町四丁目1番1号

- 3 受講対象者 危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)第58条の14第1項または第2項の規定により講習を受けなければならない者
- 4 受講手続および受講手数料 受講申請書に所定の事項を記入の上、滋賀県収入証紙4,700円を貼り付け、5に示す受付期間中に6に示す受付場所に郵送により提出すること。
- 5 受講申請書の受付期間 令和5年9月11日(月)から同月19日(火)までとする(必着)。
- 6 受講申請書の受付場所 一般社団法人滋賀県防火保安協会連合会 〒520-0044 大津市京町四丁目 3番28号 滋賀県厚生会館 2 階 電話 077-521-3921
- 7 その他 その他詳細については、6に示す受付場所に問い合わせること。

第47期滋賀県労働委員会委員候補者の推薦手続公告

第47期滋賀県労働委員会委員富田俊昭の辞任に伴い、補欠委員を任命するため、労働組合法施行令(昭和24年政令第231号)第21条第1項の規定に基づき、使用者を代表する者(以下「使用者委員」という。)の候補者の推薦を次により求める。

令和5年9月8日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 推薦の資格を有するもの 滋賀県の区域内のみに組織を有し、かつ、その目的または業務において労働問題を取り扱う使用者団体
- 2 推薦される者の資格 労働組合法 (昭和24年法律第174号) 第19条の4第1項に規定する者は、委員となることができないほか、委員候補者に推薦される者には、別段の制限はない。ただし、委員の任命に当たっては、国家公務員法 (昭和22年法律第120号)、地方公務員法 (昭和25年法律第261号)、国会法 (昭和22年法律第79号)等の兼職禁止規定による制限を受ける。
- 3 推薦期間 令和5年9月8日(金)から令和5年9月22日(金)まで
- 4 推薦書類 第47期滋賀県労働委員会使用者委員候補者推薦書(別記様式第1号)に第47期滋賀県労働委員会委員 候補者調書(別記様式第2号)を添付して各1部提出すること。
- 5 推薦書提出先 滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

別記

様式第1号

第47期滋賀県労働委員会使用者委員候補者推薦書

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

所在地

使用者団体名

代表者氏名

労働組合法施行令(昭和24年政令第231号)第21条第1項の規定により、第47期滋賀県労働委員会の使用者委員候 補者として次の者を推薦します。

ふ り が な 氏 名	年齢	所属会社、事業所名および地位 (事業所の所在地)	所属する団体	備考
		(
		()		
		()		

注 被推薦者の連絡先を備考の欄に必ず記載してください。

様式第2号

第47期滋賀県労働委員会委員候補者調書

- 1 現住所
- 2 候補者氏名
- 3 生年月日
- 4 学 歴(最終学校名および卒業年月日を記入すること。)
- 5 職 歴(年月日順に記入すること。)

6 労働関係経歴(年月日順に記入すること。)

7 賞 罰

県営土地改良事業変更計画決定公告

県営六地蔵地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定に基づき土地改良事業計画を令和5年8月31日に変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和5年9月8日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 縦覧に供する書類 県営六地蔵地区土地改良事業(農業競争力強化農地整備事業)変更計画書の写し
- 2 縦覧場所 滋賀県大津・南部農業農村振興事務所田園振興課および栗東市環境経済部農林課
- 3 縦覧期間 令和5年9月8日から令和5年10月10日まで

この処分について不服のある者は、滋賀県知事に対して書面により令和5年10月25日までに審査請求をすることができる。

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、測量計画機関である滋賀 県知事 三日月 大造から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和5年9月8日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量・水準測量)
- 2 作業の地域 近江八幡市牧町、水茎町、元水茎町
- 3 作業の終了日 令和4年9月20日

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和5年9月8日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量 滋賀県警察情報ネットワーク端末機器の賃貸借(搬入等を含む。) 1式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県警察本部警務部会計課 大津市打出浜1番10号
- 3 落札者を決定した日 令和5年8月8日(火)
- 4 落札者の氏名および住所 東京センチュリー株式会社 京都支店 京都支店長 川田武史 京都府京都市中京区 烏丸通押小路上ル秋野々町535
- 5 落札金額 65,390,160円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和5年7月14日(金)

環境事務所告示

滋賀県湖東環境事務所告示第4号

土壌汚染対策法 (平成14年法律第53号) 第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。 令和5年9月8日

滋賀県湖東環境事務所長 浦 山 重 雄

- 1 指定する区域の所在地 犬上郡多賀町大字敏満寺字北裏634番7
- 2 指定する区域の表示 次の図のとおり
- 3 土壌溶出量基準(土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。)第31条第1項の 基準をいう。)に適合していない特定有害物質の種類 鉛およびその化合物
- 4 土壌含有量基準(規則第31条第2項の基準をいう。)に適合していない特定有害物質の種類 鉛およびその化合物

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県湖東環境事務所に備え置いて閲覧に供する。)

滋賀県湖東環境事務所告示第5号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。 令和5年9月8日

滋賀県湖東環境事務所長 浦 山 重 雄

- 1 指定する区域の所在地 犬上郡多賀町大字敏満寺字北裏634番9、635番3、636番3
- 2 指定する区域の表示 次の図のとおり
- 3 土壌溶出量基準(土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。)第31条第1項の 基準をいう。) に適合していない特定有害物質の種類 鉛およびその化合物
- 4 土壌含有量基準(規則第31条第2項の基準をいう。) に適合していない特定有害物質の種類 鉛およびその化合 物

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県湖東環境事務所に備え置いて閲覧に供する。)

健康福祉事務所告示

滋賀県東近江健康福祉事務所告示第12号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。 令和5年9月8日

> 滋賀県東近江健康福祉事務所長 小 林 靖 英

事業所の名称	事業所の 所 在 地	申請者の名称およ び代表者の氏名ま たは開設者の氏名	主たる事務所 の 所 在 地	サービスの 種 類	指定年月日	介 護 保 険 事業所番号
リハビリデ イサービス センター桜 川店	東近江市桜川 西町130番地	株式会社 アストレ	兵庫県神戸市 長田区長田町 一丁目3-1	通所介護	令和5.9.1	2570501490

滋賀県東近江健康福祉事務所告示第13号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から 廃止の届出があった。

令和5年9月8日

滋賀県東近江健康福祉事務所長 小 林 英

事業所の名称	事業所の 所 在 地	申請者の名称およ び代表者の氏名ま たは開設者の氏名	主たる事務所 の 所 在 地	サービス の 種 類	介護保険事業所番号	廃止年月日
リハプライ ド桜川	東近江市桜川西町130番地	株式会社桜川からし あわせを 代表取締役 福岡克 美	東近江市桜川 西町130番地	通所介護	2570501227	令和 5.8.31

務所公告

軽油引取税免税証無効公告

次のとおり軽油引取税の免税証を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。 令和5年9月8日

> 滋賀県南部県税事務所長 池 田 和 之

免税証 用途 記号・番号 枚数 有効期間 亡失年月日 免税証に記載された販売業者

の種類					の所在地および氏名 (名称)	
18 リットル 券	農業	30684497	1	令和5.4.1 令和6.3.31	栗東市安養寺8丁目2-13 株式会社JA栗東市	令和 5.8.28
20 リットル 券	農業	30684498	1	令和5.4.1 〈 令和6.3.31	栗東市安養寺8丁目2-13 株式会社JA栗東市	令和 5.8.28
50 リットル 券	農業	30684499	1	令和5.4.1 〈 令和6.3.31	栗東市安養寺8丁目2-13 株式会社JA栗東市	令和 5.8.28
100 リットル 券	農業	30684500 	2	令和5.4.1 〈 令和6.3.31	栗東市安養寺8丁目2-13 株式会社JA栗東市	令和 5.8.28

軽油引取税免税軽油使用者証無効公告

次のとおり軽油引取税の免税軽油使用者証を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。 令和5年9月8日

滋賀県南部県税事務所長 池 田 和 之

業種	記号・番号	有 効 期 限	免税軽油使用者証に記載された 使用者の所在地および氏名(名称)	亡失年月日
農業	滋 賀 県 第9768375号	令和6.3.31	栗東市中沢三丁目 5 -45 北川光三	令和5.8.28

軽油引取税免税軽油使用者証無効公告

次のとおり軽油引取税の免税軽油使用者証を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。 令和5年9月8日

滋賀県中部県税事務所長 田 中 佳 子

業種	記号・番号	有 効 期 限	免税軽油使用者証に記載された 使用者の所在地および氏名(名称)	亡失年月日
農業	滋 賀 県 第9202835号	令和 6.3.31	東近江市山上町2337 小林友治	令和 5.8.29

公安委員会規則

滋賀県公安委員会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月8日

滋賀県公安委員会委員長 北 村 嘉 英

滋賀県公安委員会規則第14号

滋賀県公安委員会運営規則の一部を改正する規則

滋賀県公安委員会運営規則(昭和31年滋賀県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。 第7条に次の1項を加える。

3 委員長は、近畿管区警察局滋賀県情報通信部長に対し、会議の出席を要請することができる。

この規則は、公布の日から施行する。